



岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市条例第 34 号

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜市手数料徴収条例（平成12年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 総務関係事務手数料						別表第1（第2条関係） 総務関係事務手数料					
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
1 地方税	1・2（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	1 地方税	1・2（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	3 法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書（同条	固定資産評価等証明書	1 通	300 円	土地は5筆まで、家屋は5棟まで、土地及び家屋は併せて5筆・棟までを1通とする。	法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	3 法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書（同条	固定資産評価等証明書	1 通	300 円	土地は9筆まで、家屋は9棟まで、土地及び家屋は併せて9筆・棟までを1通とする。

	ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)						ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)					
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
4 各種証明に関する事務	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		4 各種証明に関する事務	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
								2 固定資産課税台帳(法第382条の2第1項ただし書の規定による措置を講	固定資産(課税台帳記載事項の閲覧手数料	土地1筆、家屋1棟につき	100円	

じたものを含む。)に記載をされている事項(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第9号に規定する登記簿に記載されている事項に限る。)の閲覧及び写しの交付(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項

[illegible]